

《論 説》

ザクセン王国全国償却委員会文書の問題点

松 尾 展 成

(岡山大学名誉教授)

- (1) はじめに
- (2) 3騎士領における封建地代償却一時金合計額の種目別構成と償却の時間的経過
- (3) 騎士領ヴィーデローダに関する全国償却委員会文書をめぐって
- (4) おわりに

(1) はじめに

ヨーロッパ大陸におけるフランス皇帝ナポレオンの覇権がロシア遠征の失敗を契機にして、1814年に崩壊すると、フランスその他のヨーロッパ大陸諸国と同じように、ザクセン王国でも反動的政治体制が復活した。この反動体制をフランスの民衆は1830年の七月革命によって打破した。七月革命に触発された民衆運動は、ザクセンでも同年9月初めに商業都市ライプツィヒで勃発した。民衆の騒擾は間もなく首都ドレーズデンと工業都市ケムニッツでも発生し、多くの中小都市と広範な農村地域に波及した。ザクセン「九月騒乱⁽¹⁾」と総称される、この民衆運動によってザクセンの旧政治体制は瓦解し、「ザクセン改革⁽²⁾」が開始された。

改革諸法の中で憲法(1831年)、都市自治体法(1832年)と償却・共同地分割法(1832年)が特に重要である。憲法と都市自治体法はそれぞれの分野におけるザクセン最初の法律であったが、1832年償却・共同地分割法⁽³⁾(以下では本法律を、その主たる課題から1832年償却法と略記する)も、封建的権利=義務諸関係の償却と共同地の分割に関する、ザクセン最初の包括的法律であった。

1832年償却法が主要な対象としたものは、権利者=義務者間の、大抵の場合には、封建領主=領民間の、錯綜した権利=義務諸関係の償却(有償廃棄)であった。ザクセン王国本領地域について、それらの封建的権利=義務諸関係を、権利の側面から大まかに分類すれば、(A)一方は、領主が、(1)さまざまな名称・内容の土地負担(主として賦役、現物貢租、保有移転貢租、貨幣貢租)を領民に賦課する権利、および、(2)領民の土地に対して行使する権利(とりわけ放牧権)である。なお、ここで貨幣貢租は、貨幣形態で領主に恒常的に支払われる負担を指している。それに対して、保有移転貢租は、所有者変更の際の保有移転貢租の他に、土地抵当権設定のような、特定の機会に領主が徴収する非恒常的貨幣貢租も含む。(B)他方は、領主ないし領主地に対して領民が持つ、一定の権利である。その中で重要なものは、賦役に対する反対給付(食事など)と領主地の利用権である。一般的には、前者の権利が主要なものであり、後者は微少な権利である。このように複雑多岐な封建的権利=

義務諸関係の償却（有償廃棄）を、以下では簡略化して、「封建地代の償却」と呼ぶことにする。そのように略称する理由は、領主の権利と領民の権利との量的差違にある。封建的権利＝義務諸関係が償却によって廃棄される場合、旧領主が旧領民に「封建地代の償却」＝償却地代の支払を時に義務づけられたが、その償却地代は少額（時にはゼロ）にすぎなかった。それに対して、旧領民は旧領主に對して、しばしば巨額の、償却地代を負担した。

1832年償却法は、私的な貢租・給付（ただし、保有移転貢租・貨幣貢租を除く）と地役権（放牧権など）について、一方の当事者のみの提議（一方的提議）に基づく償却を、初めて承認した。それまで償却は両当事者の合意を必要条件としていたから、一方の当事者（多くの場合に領民）の償却提議に対する他方の当事者（多くの場合に領主）の拒否権を否認した32年償却法は、封建地代の償却を従来よりも遙かに容易にした。同法は、償却と共同地分割を統括するために、内務省に全国償却・共同地分割委員会（以下では、その主たる課題から全国償却委員会と略記する）を創設した。同委員会は、第1に、一方的償却提議を受理する権限を、第2に、すべての償却協定を承認し、発効させる権限を、賦与された（共同地分割については省略）。また、1834年耕地整理法は耕地整理をも全国償却委員会の権限に追加した⁽⁴⁾。

またもや保守化した政府に対して、フランスの民衆は1848年二月革命に蜂起し、その影響の下でドイツでも三月革命が勃発した。フランクフルトのドイツ立憲国民議会在48年12月に「ドイツ国民の基本権」を成立させた後、ザクセン邦議會は1849年2月に「ドイツ国民の基本権公布令」を採択した。しかし、三月革命がザクセンでも短期間で挫折すると、49年の上記「基本権公布令」諸規定の完全な実施は不可能となり、部分的な改革のみが実現することになった⁽⁵⁾。問題を「封建地代の償却」に限定すると、保有移転貢租に関しては、既に1846年償却法補充法が、一方的提議に基づく、その償却を承認していたが、1850年償却法補充法は、百年に許容される所有者変更回数を、46年償却法補充法よりも制限した。そして、1851年償却法補充法は貨幣貢租についても、一方的提議に基づく償却を承認した。

私は「中部ドイツ莊園制」の解体過程を、その中心地域であるザクセン王国本領地域について具体的に解明するための第一歩として、『ザクセン農民解放史研究序論』、1990年、を取りまとめ、封建地代の償却について先行業績が明らかにした具体的・数量的事実を提示した。それによれば、村史段階での地代償却研究の成果は乏しく、1郡（当時の郡は15）とザクセン全体に関する償却件数統計と償却地代委託額統計も、重大な欠陥を伴っていた。ただし、「ザクセン改革」以前のザクセンには、莊園＝裁判領主権の支配に部分的あるいは全面的に服属する都市類型（騎士領所属都市）が存在し⁽⁶⁾、封建地代の償却がこの類型の都市でも問題となることに、同書は十分に留意してはいなかった。

同書準備の過程で私は、封建地代の償却に関する根本史料として、全国償却委員会文書が存在することを知った。

1832年償却法とその後の補充諸法に基づいて、封建地代を償却し、共同地を分割し、耕地整理を実施する協定が、次々に締結されていった。それぞれの協定は同文のものが最低2冊作成され、全国償却委員会は、それらの協定の承認に際して、各協定の1冊ずつを引き抜いて、同委員会文書室に保管

した。こうして成立した文書群が、全国償却委員会文書である。ところが、全国償却委員会は1876年に、名称変更なく、ザクセン全体を管轄する権限も保持したまま、内務省本省から分離されて、中級内務官庁たるドレーズデン県庁の1部局とされ、さらに、後者の委員会は1917年にドレーズデン県庁全国耕地整理部に改組された。この改組によってザクセンでは、償却・共同地分割を管轄する官庁が消滅した。さらに、耕地整理事業は、土地囲い込みに関する1937年ドイツ国法律によって、全ドイツで統一的に規制されることになった⁽⁷⁾。

以上の経緯から、全国償却委員会文書はザクセン州立中央文書館の内務省文書には含まれず、同館の独立文書群の一つとなっている。

全国償却委員会文書は、ザクセン州立中央文書館によれば、全体で16,788編⁽⁸⁾ある。この文書群は、上記のように償却とともに共同地分割・耕地整理に関する協定を含む。そして、それらの協定の幾つかは、償却・共同地分割・耕地整理の中の複数の対象に係わっている。したがって、これらの文書を償却、共同地分割、耕地整理の3種類に明確に区分することは困難である。

それに対して、全国償却委員会の活動に関する統計数字として、以下のものが知られている。すなわち、1833年（同委員会の活動開始）から1917年（償却・共同地分割管轄官庁の消滅）までに、償却・共同地分割・耕地整理について同委員会に提議され、同委員会が決済した、件数の年次別・種目別統計である。決済件数（総計32,083件。この件数は全国償却委員会文書総編数の2倍に近い）で見ると、共同地分割が1,312件（決済総件数の4%）を、耕地整理が5,598件（同17%）を占めるのに対して、償却は合計して25,173件（同78%）にも達する。この償却件数は狩猟権、「その他の地役権」、製粉強制権、ビール販売権のそれも含む。しかし、これら4種目の償却件数は、合計しても、1,671件であって、決済総件数の5%に過ぎない。したがって、全国償却委員会決済総件数の73%（合計23,502件）は賦役（総件数の12%）、現物貢租（同22%）、保有移転貢租（同11%）、貨幣貢租（同21%）、放牧権（同8%）、以上5種目の土地負担（封建地代）の償却である⁽⁹⁾。

ところで、全国償却委員会文書の整理作業は、ドイツ民主共和国時代のドレーズデン国立文書館（現ザクセン州立中央文書館）に至って、ようやく完了した。文書整理作業の遅延にも原因の一つがあるのであろうが、同委員会文書はこれまでほとんど調査されてこなかった。チャーシェン（Zscheschen）村の賦役と現物貢租に関する協定（1836年承認）、カインストルフ（Cainsdorf）村の賦役と貨幣貢租に関する協定（1841年承認）、騎士領ムツェン（Mutzschen）の羊放牧権に関する協定（1845年承認）、以上3編の償却協定の主要内容がライナー・グロースによってきわめて簡潔に報告されただけである⁽¹⁰⁾。

研究史上のこの欠落を埋めるために、私は全国償却委員会文書、16,788編の中から幾つかの所領の償却協定を選び出して、分析しようと考えた。所領選出の基準は、19世紀のザクセンにおける二つの農村民衆運動高揚期、1830-33年の「九月騒乱」期と1848-49年の三月革命期に民衆運動が展開して、農村住民が請願書を提出した騎士領とした。このような騎士領として私は、リンバッハ（西ザクセン）、プルシェンシュタイン（南ザクセン）とヴィーデローダ（北ザクセン）を検出したので、これら3騎士領所属集落から「九月騒乱」期と三月革命期に提出された請願書17編（未発見請願書に対する領主回答1編を含む）、および、これらの所領の農村民衆運動と直接関連する同時代パンフレッ

ト類3編を訳出・整理し、『ザクセン農民解放運動史研究』, 2001年, として公刊した。

その上で私は, 騎士領リンバツハ関係の全国償却委員会文書=封建地代償却協定8編, 騎士領プルシェンシュタイン関係の償却協定17編と騎士領ヴィーデローダ関係の償却協定3編, 合計28編を本誌で紹介・検討した⁽¹¹⁾。

- (注1) 「九月騒乱」期のザクセン農村民衆運動について, 差し当たり, 松尾展成, 『ザクセン農民解放運動史研究』, 御茶の水書房, 2001年, pp.36-43, を参照。
- (注2) 「ザクセン改革」について, 差し当たり, ゲーアハルト・シュミット(松尾展成・編訳), 『近代ザクセン国制史』, 九州大学出版会, 1995年, pp.4-18, を参照。
- (注3) 1832年償却法について, 差し当たり, 松尾展成, 「ザクセンにおける封建的諸義務の償却に関する法的諸規定」(以下では「法的諸規定」と略記), 『岡山大学経済学会雑誌』(以下では『岡山雑誌』と略記), 39巻2号, 2007年, pp.42-45, を参照。
- (注4) Reiner Groß, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1968, S.14.
- (注5) 三月革命期のザクセン農村民衆運動について, 差し当たり, 松尾 2001, pp.156-164, を参照。
- (注6) 松尾展成, 「市民的改革以前のザクセンにおける都市制度」, (1)-(4), 『岡山雑誌』, 24巻4号-25巻4号, 1993-1994年。
- (注7) Groß 1968, S.132-133. さらに, 松尾展成, 『ザクセン農民解放史研究序論』, 御茶の水書房, 1990年, pp.265, 268, を参照。
- (注8) 松尾, 「法的諸規定」, p.42.
- (注9) 差し当たり, 松尾 1990, pp.266-267; 松尾, 「法的諸規定」, pp.48-49, を参照。
- (注10) Reiner Groß, “Zur sozialökonomischen Lage der Cainsdorfer Bauern vom 16. bis 19. Jahrhundert”, in: “*Pulsschlag. Kulturspiegel mit vollständigem Veranstaltungsplan für Stadt und Kreis Zwickau*”, Bd.12, H.7, 1967, S.10-13; Groß 1968, S.130-132; Reiner Groß, *Geschichte Sachsens*, Leipzig 2001, S.207-208. さらに, 松尾 1990, pp.101-102, 119-120, 191-192, を参照。
- (注11) 松尾展成, 「騎士領リンバツハ(西ザクセン)における領主制地代の償却」(以下では「リンバツハ」と略記), (1)-(7), 『岡山雑誌』, 37巻3号-39巻2号, 2005-2007年; 松尾展成, 「騎士領プルシェンシュタイン(南ザクセン)における封建的諸義務の償却」(以下では「プルシェンシュタイン」と略記), (1)-(3), 『岡山雑誌』, 39巻3号-40巻2号, 2007-2008年; 松尾展成, 「騎士領ヴィーデローダ(北ザクセン)における封建的諸義務の償却」(以下では「ヴィーデローダ」と略記), 『岡山雑誌』, 40巻3号, 2008年。—上記3編の資料紹介と上記(注3)の論文の表題とされた領主制地代ないし封建的諸義務を, 本稿は既述のように封建地代と表現している。

(2) 3 騎士領における封建地代償却一時金合計額の種目別構成と償却の時間的経過

3 騎士領関連償却協定の調査結果を, 封建地代償却一時金合計額の種目別構成と償却の時間的経過の観点から, 大づかみに取りまとめると, 次のようになる。

(1) 繊維工業を中心とした農村工業地帯に位置する騎士領リンバツハ(西ザクセン)では, 1838-54年に8編の償却協定が承認された。関係村数は12村で, 償却一時金合計額は43,729新ターラーであった。この騎士領が一円的に支配する3村からの償却一時金は, 一時金合計額の87%を占めた。一時金合計額に占める, 封建地代の種目別比率を見ると, 貨幣貢租の37%が最大である。賦役はそれより比率がやや小さく, 35%であり, 連畜賦役19%と手賦役15%を含む。第3位が保有移転貢租の24%である。以上の地代3種目合計は償却一時金合計額の96%に達する。それに対して, 現物貢租は3%, 放

牧権（地役権を含む）は1%にすぎない。しかも、この放牧権1%は騎士領による領民2人からの買い戻しのためであった。したがって、領民からの一時金が償却一時金合計額の99%に及んだ。

この騎士領における償却の時間的経過を見ると、償却一時金の累計額は、1840年に一時金合計額の37%に、47年に58%になった。38年に始まった償却は、三月革命直前の47年には一時金合計額の6割近くに達していたのである。そして、封建地代は当騎士領では54年に完全に廃止された⁽¹⁾。

なお、1840年前後に実施された全国検地と土地査定に基づいて、1843年地租法は不動産の年間純益1新ターラーを3「地租単位」と表現した。ザクセンの全騎士領の平均「地租単位」は6,456（1849年、騎士領数971）あるいは6,121（1877年、騎士領数966）と計算された。その中で騎士領リンバッハの「地租単位」は8,164であり、ザクセンの全騎士領平均の約1.3倍であった⁽²⁾。

(2)高地にあるけれども、木材加工業が相当に発達した騎士領プルシェンシュタイン（南ザクセン）では、1840-68年の償却協定が17編、関係集落数は1市（騎士領所属都市ザイグ）と13村であり、償却一時金合計額は59,916新ターラーに上った。騎士領は2協定において領民に償却一時金を支払った。その一時金の大部分は、1領民が騎士領林地の木材を取得する権利（領主側が負担する、一種の現物形態「封建地代」）に基づいていた。しかし、領民に対する償却一時金は、2協定を合計しても、一時金合計額の1%にすぎなかった。償却一時金合計額の99%は領民が負担したのである。他方で、一円支配村落12村（プラス部分集落6）中の2村（プラス部分集落2）は償却協定を締結していなかった。また、当騎士領で地代種目別償却一時金額が判明するのは、部分的にすぎない。すなわち、現物貢租が償却一時金合計額の6%（その中の1%は、上記のように、領主が領民に対して負担する）、賦役と貨幣貢租がそれぞれ合計額の4%、放牧権が2%、保有移転貢租が0%であり、以上5種目の合計は償却一時金合計額の17%を占めるだけである。残りの83%が賦役、現物貢租、保有移転貢租、貨幣貢租、放牧権のいずれに基づくか、は算定できない。償却協定の多くが複数種目の封建地代を一括して償却したからである。

償却の時間的経過を償却一時金合計額から見ると、当騎士領では合計額の47%の償却は既に1840年に実現した。比率の累計は43年に既に71%に、46年に83%に、47年に98%に、48年には99%に達した⁽³⁾。当騎士領の領主＝農民関係は三月革命以前にほぼ完全に解消されていたことになる。

なお、騎士領プルシェンシュタインの「地租単位」は28,074であった。これは全騎士領平均の4.3倍ないし4.6倍である。この「地租単位」を上回る騎士領は、ザクセンに6騎士領しかなかった⁽⁴⁾。

(3)肥沃な低地農業地帯にある騎士領ヴィーデローダ（北ザクセン）では、1839-51年の償却協定が3編、関係村数は2村であり、償却一時金合計額は18,863新ターラーである。これのすべてを負担したのは、一円支配下の2村だけであった。償却一時金合計額を地代種目別に見ると、賦役が圧倒的で、合計額の74%に達し、その中でも、馬所有農地の負担する「連畜賦役+手賦役」が、一時金合計額の70%を占めた。賦役合計と比較すると、貨幣貢租の9%、放牧権の8%、現物貢租の7%と保有移転貢租の2%は小さい。

償却の年次別進行過程を見ると、当騎士領では償却一時金合計額の98%の償却が既に1839年に実現した⁽⁵⁾。当騎士領の領主＝農民関係はこの年にほぼ完全に廃止されたことになる。

なお、騎士領ヴィーデローダの「地租単位」は7,400であり、全騎士領平均の約1.2倍であった⁽⁶⁾。

このように、私が全国償却委員会文書を検討した3騎士領において、第1に、封建地代償却一時金合計額の種目別構成は決して同一ではなかった。賦役が圧倒的で、合計額の74%に達する騎士領ヴィーデローダもあれば、貨幣貢租の37%が最大であり、賦役がそれよりやや小さい35%（両者合計72%）を占める騎士領リンバッハもある。しかし、3騎士領の中で償却一時金合計額が最大であった騎士領プルシェンシュタインでは、償却一時金合計額の83%について種目別構成が判明しない。

第2に、償却の時間的経過についても問題が指摘されうる。封建地代の償却は騎士領ヴィーデローダでは1839年に98%が実現し、騎士領プルシェンシュタインでも1848年にほぼ完成した。さらに、騎士領リンバッハでは償却一時金の累計額が三月革命直前の1847年に一時金合計額の60%近くに達しており、償却は54年に完了した。

これら3騎士領における償却進行過程と対比して、全国償却委員会による償却決済件数の累計（①とする）は、1839年までに8.3%、48年までに38.0%、54年までに69.1%である⁽⁷⁾。また、委託地代銀行による償却地代受託額の累計（②とする）は、1839年までに8.7%、48年までに41.2%、54年までに67.0%である⁽⁸⁾。①の数字と②の数字は、ザクセン全体（本領地域とオーバーラウジツ）における封建地代償却の時間的経過に関してほぼ同じ事態を表現する、と見なしうるであろう。この全国数値に対比して、上記3騎士領の償却は時期的にきわめて早い、という問題である。

したがって、ザクセンの封建制終末期における封建地代の種目別構成と償却の時間的経過を一層具体的に解明するためには、上記3騎士領以外の騎士領についても償却協定＝全国償却委員会文書の調査が必要であろう。

そればかりではない。第3に、騎士領ヴィーデローダに関する全国償却委員会文書3編に関して、以下の疑問も浮かび上がって来る。すなわち、これらの封建地代償却協定3編は、1832年償却法の規定どおりに、同騎士領と所属領民とが締結した償却協定のすべてであるか、との疑問である。

(注1) 松尾, 「リンバッハ」, (7), pp. 75-76.

(注2) 松尾 2001, p. 30.

(注3) 松尾, 「プルシェンシュタイン」, (3), pp. 103-104.

(注4) 松尾 2001, p. 22.

(注5) 松尾, 「ヴィーデローダ」, pp. 123-124.

(注6) 松尾 2001, p. 33.

(注7) 松尾, 「法的諸規定」, 第2節, 第2表.

(注8) 松尾, 「法的諸規定」, 第3節, 第3表.

(3) 騎士領ヴィーデローダに関する全国償却委員会文書をめぐって

拙稿, 「ヴィーデローダ」は3編の全国償却委員会文書を検討した。そのうち, ①第1020号協定（以下では第1の協定と言う）は, 表題に償却の語句を含むけれども, マネヴィッツ村村有地の分割を主たる目的とした。ところが, 村有地分割・配分の不手際から, 同協定は次の2点を追加的に規定せざるをえなかった。第1は, 小面積の村民所有地に対して騎士領の放牧権を新たに設定した規定であり, 第2は, この小規模な放牧権の償却年地代（村民側提議の場合に1旧ターラー12旧グロッシェン, 騎士領側提議の場合に18旧グロッシェン）を予め決定した規定である。しかし, この放牧権を償

却する協定は、全国償却委員会文書として存在しない。

償却協定の最大の課題は当該「封建地代」の範囲確定と償却地代額の算出であるが、上記の放牧権については、義務の範囲も将来の償却地代額も第1の協定が既に規定していたから、新しい償却協定は必要とされなかったのかもしれない。

②全国償却委員会文書第1389号（以下では第2の協定と言う）は、騎士領に対するリプティッツ村・マネヴィッツ村住民の賦役・現物貢租・放牧権償却協定である。しかし、その第1条は、(a)当騎士領領域内で当騎士領に帰属する放牧権、(b)園地農9人が当騎士領の「いわゆる大採草地」に対して給付すべき手賦役、および、(c)領民が支払うべき世襲貢租と警衛金、を償却対象から除外していた。それにも拘わらず、(a)、(b)と(c)を償却する協定は、全国償却委員会文書として存在しない。

もっとも、(a)の放牧権に関しては第3条が以下のように規定していた。「…当騎士領領域内に土地を持つ[第2の]契約締結者は、当騎士領に帰属する放牧権が、第1条末尾の(4)で言及・記述されているように、今後も行使されることに同意する。これらの土地の所有者が、将来この放牧権の償却を希望し、提議する限り、償却年地代21旧ターラー6旧グロッシェンを当騎士領に支払わねばならないこと、そして、放牧を許容する者がそれ[地代額]を、彼らの間で、土地面積に比例して配分すべきであること、に当事者双方は合意した。それに対して、権利者が償却を提議する場合には、放牧権の価値が委員によって調査されるべきである」と。このように償却地代が事実上、確定されたために、上記の放牧権、(a)については、第1の協定の放牧権と同じように、新しい償却協定が必要とされなかったのかもしれない。

③全国償却委員会文書第8137号（以下では第3の協定と言う）は、マネヴィッツ村土地所有者の保有移転貢租を償却した。それに対して、同一騎士領所属のリプティッツ村に関しては、保有移転貢租償却協定が全国償却委員会文書として存在しない。

以上のように、第1と第2の協定が騎士領ヴィーデローダに対する領民の一定の義務を明示しているにも拘わらず、その義務を償却する協定は、全国償却委員会文書として存在しない。また、マネヴィッツ村（第3の協定）と同じ保有移転貢租支払義務の存在が、リプティッツ村についても推定されるけれども、この貢租の償却協定が全国償却委員会文書として存在しない。

償却一時金額から見ると、事態はどうなるか。

(1)第1の協定によって新たに設定された放牧権の償却一時金は、当騎士領の償却一時金合計額の1%に満たない。

(2)第2の協定で償却を除外された(a)、(b)と(c)を検討してみる。

まず、第2の協定第3条が放牧権、(a)について規定した償却年地代（農民側提議の場合）は、一時金に換算すると、531旧ターラー＝545新ターラーになる。この額は償却一時金合計額の3%に相当する。

次に、手賦役、(b)はどうか。第2の協定において、馬所有農地（計11個）に課された賦役、「連

畜賦役+手賦役」の償却一時金2村合計額は、3種の家屋（旧家屋、新家屋と雌牛所有家屋、計38戸）の賦役、「手賦役のみ」の一時金2村合計額の約18倍にも上った。第2の協定の(b)も、それが手賦役であり、その賦役対象地は「いわゆる大採草地」に限定されていたから、その償却一時金2村合計額も上記「連畜賦役+手賦役」のそれよりも遙かに小さかった、と判断される。それにも拘わらず、手賦役(b)の償却一時金額の追加によって、両村の「手賦役のみ」の一時金額がいくらか増加し、それに応じて、両村の賦役全体の一時金額がそれだけ増大する。

第3に、第2の協定に記録された(c)の償却一時金を松尾、「ヴィーデローダ」は年地代の25倍と計算した。それに対して、この貨幣貢租が1851年償却法補充法に基づいて年地代の20倍の一時金によって償却されたとすれば、その一時金2村合計額は私の想定金額の80%に減少する（償却地代が地代銀行に委託された場合には、一時金額は変動しない。しかし、一方では、義務者全員が一時金によって義務を償還できた、とは考えにくい。他方では、封建地代5種目の償却一時金合計額と各種目の一時金額とを比較する場合には、貨幣貢租の一時金も25倍額に換算する方が、一層適切ではなからうか）。

(3)マネヴィッツ村土地所有者が第3の協定によって償却一時金2村合計額の2%でもって保有移転貢租を償却したように、リプティッツ村土地所有者も保有移転貢租を償却したとすれば、その償却一時金額は2村合計額の2%余りと想定できよう。一時金2村合計額の中でリプティッツ村は58%を、マネヴィッツ村は42%を占めたからである。

以上から、協定に明示された義務、および、存在が推定される義務について、償却協定が締結されたとすると、それらの義務の償却一時金額は、上記拙稿が償却一時金2村合計額として示した金額に、どのような変化をもたらすであろうか。第1に、(1)(1%)と(2)(a)(3%)の追加によって放牧権の償却一時金がいくらか増加する。第2に、(2)(b)の追加（金額は不明）によって「手賦役のみ」の償却一時金が、それにつれて、賦役全体のそれがいくらか増加する。第3に、(3)によって保有移転貢租のそれも若干増大する（2%余り）。第4に、(2)(c)が一時金によって償還されたとすれば、貨幣貢租の償却一時金は20%減少する。このように推定される。しかし、それらの増減は、その増減の結果として、償却一時金2村合計額の種目別構成を大きく変化させることはないであろう。とりわけ、馬所有農地の「連畜賦役+手賦役」の償却一時金合計額は、その圧倒的地位をいくらか低下させるとしても、依然として一時金2村合計額の過半を占め続ける、と考えられる。

問題は、(1)と(2)(a)の放牧権、(2)(b)の手賦役および(2)(c)の貨幣貢租が、そして、(3)リプティッツ村の保有移転貢租が、償却された場合の、その時期である。

上記、「ヴィーデローダ」は、第1に、(1)と(2)(b)とを無視し、(2)(a)と(c)の償却が第2の協定と同時に実施された、第2に、リプティッツ村土地所有者は保有移転貢租を償却しなかった、と想定していた。一般に賦役と領主放牧権は農民経営に対するきわめて大きな阻害要因であったから、(1)と(2)(a)-(b)とは比較的早期に償却されたであろう。しかし、もしも(2)(c)と(3)が三月革命以後に償却され、とくに、(2)(c)が1851年償却法補充法に基づいて、一時金によって償却されたとすれば、①償却一時金2村合計額に占める貨幣貢租の比率は（上記計算額で9%から7%に）低下し、②リプティッツ村の保有移転貢租が（2%余り）追加される。それによって、①と②の合計額だけ三月革命

以後の償却一時金額が増加することになる。したがって、騎士領ヴィーデローダでは一時金2村合計額の98%が1839年に償却された、との前稿の記述は修正されねばならなくなる。もちろん、①と②の合計額は、償却一時金2村合計額として既に算出した額の10%を超えないであろうから、当騎士領では、(1)償却は1839年に大部分が完了した、と言えよう。そして、(2)一時金2村合計額の10%程度について三月革命以後に償却が実現した、と考えられる。

騎士領ヴィーデローダの封建地代償却について今一つ顧慮すべきは、一方で、1830年代初頭の「九月騒乱」期および1848/49年の三月革命期に同騎士領所属2村住民が請願した諸要求^①と、他方で、既述3協定によって償却された封建地代、および、上記のように償却協定が確認されない封建地代、との関連である。

第1に、1831年1月の2村共同請願書^②はさまざまな封建地代を列挙している。その中で以下のものは具体的に記述されている。馬所有農の連畜賦役は、各人が、馬車1台に馬2頭を付け、積込み人夫2人を添えて、毎週2日、提供する義務であり、この馬車は、収穫された穀物、一番草と二番草を〔騎士領の納屋に〕搬入するばかりでなく、騎士領の羊毛と木材をも、時には遠方の市場まで、運送せねばならなかった〔請願項目1〕。また、騎士領耕地の犁耕は、深耕が要求されるために、馬所有農の馬を疲弊させた〔請願項目6〕。さらに、園地農の賦役は広大な領主採草地における牧草の刈取りと乾燥であるが、これは8日、場合によっては14日を要した〔請願項目3〕。最後に、騎士領の羊放牧権は、一方では農民耕地における休閑地栽培を阻み、他方では農民から家畜の飼料を奪った〔請願項目2〕。このうちの請願項目3が、第2の協定において償却対象から除外された手賦役であろう。

もちろん、2村請願書で訴えられた封建地代が、実際に償却されたそれと、いくらか異なる場合もある。まず、この請願書が言及する世襲貢租は、水車屋のそれ〔請願項目8の一部〕のみである。しかし、上記、「ヴィーデローダ」、第2節第3表・第7表によれば、両村のほとんどすべての不動産は世襲貢租を賦課されていた。もっとも、水車屋の世襲貢租は両村の他の不動産のそれよりも遙かに重かったのであるが。次に、ここに請願された警衛金は、馬所有農・園地農のそれ〔請願項目5〕のみである。ところが、上記、「ヴィーデローダ」、第2節第3表・第8表によれば、両村の大部分の不動産は警衛金を賦課されていた。

この請願書で償却に関して特に注目されるのは、請願項目11である。ここには、「リプティッツ村とマネヴィッツ村の馬所有農と園地農の所有地あるいはその他の土地のすべての買い手は、買入額100ターラーについて5ターラーの保有移転貢租を…ヴィーデローダの裁判所に支払わねばならない…」と、記されている。すなわち、マネヴィッツ村ばかりでなく、リプティッツ村の不動産も5%の保有移転貢租義務を裁判領主＝騎士領に対して課されていたのである。したがって、リプティッツ村住民は、マネヴィッツ村領民と同じように、この義務を償却せねばならなかったはずである。また、請願項目9cに挙げられた、旧小屋住農の保護金も、少額の貨幣貢租であるかもしれないが、償却の一対象であろう。

第2に、「三月革命」期にも2村住民は2通の共同請願書を提出した。具体的な内容を含む、1849年2月の請願書において、特に留意すべき文言・記述とそれの問題点は次のとおりである。

(A)「我々は、[保有移転貢租の]償却についてヴィーデローダの我々の騎士領領主と交渉してきたが、協定は未だなお締結されていない⁽³⁾」。この文章によれば、両村住民は保有移転貢租の償却について騎士領所有者と交渉してきたけれども、この請願書が作成された1849年2月までには、協議が妥結していなかった。そして、ようやく51年になって、マネヴィッツ村だけは償却協定(第3の協定)を成立させた。リプティッツ村の保有移転貢租償却協定はいつ作成・承認されたのであろうか。

(B)「保有移転貢租以外にも我々は、封建的・隷農制的諸関係に由来して、ヴィーデローダの騎士領領主に支払い、給付すべき、他の種類の、夥しい対物的貢租と負担によって圧迫されている。それらは付録として、1[農民]地(Gut)に関して個々の的に列挙されている⁽⁴⁾」。諸義務のうち地代銀行と騎士領へのそれを整理すると、次のようになる。なお、両者以外(グリマ地代管区、リプティッツ村の教会・牧師・学校教師)への給付義務は省略した。これらの義務を負担するのは、リプティッツ村の1馬所有農地である⁽⁵⁾。

付表

馬所有農地(666「地租単位」)

[リプティッツ村] 保険番号15号。これに属するものは、土地台帳15aの住宅・農舎と15b、…の地片(Flurstück)[合計27個]、および、マネヴィッツ村の土地台帳298、…[地片合計5個]である。

これから支払われるべきものは、以下のとおりである。

(I) 地代銀行に対する年地代

- (1) 56T12G 4 P 1839年9月30日の協定による
- (2) -T25G 2 P 1844年3月30日の協定による
- (3) 3 T 1845年1月20日の協定による
- (4) 3 T14G 4 P 1845年9月30日の協定による
- (5) 10T25G 6 P 1847年6月7日の協定による

(II) 騎士領ヴィーデローダに対する保有移転貢租

この貢租は譲渡の度毎に買入額の5%ずつ支払われるべきものであるが、[本農民地]所有者は[土地台帳への]この貢租の登記に反対している。

(III) 騎士領ヴィーデローダに対して毎年

- (1) 28G 世襲貢租
- (2) 5 G 1 P 警衛金

所有者

1843年6月19日にフリードリヒ・ヴィルヘルム・ニコライは、この[農民]地をクリスティアーネ・ゾフィー・ユンクハンスから1843年6月19日の売買[契約書]によって4,715ターラーで購入した。

付表のこの記載について以下が注目される。(i) 1831年の2村共同請願書の請願項目[4]で言及されたヨハン・ゲオルク・ユンクハンス⁽⁶⁾は、第2の協定(1839年)の一連番号[4](上記、「ヴィーデローダ」, 第2節第1表[4])のヨハン・ゲオルク・ユンクハンスと同一人物であろうが、1843年6月19日(土地売買契約成立日)の直前にこの馬所有農地を所有していた女性、クリスティアーネ・ゾフィー・ユンクハンスは、彼の娘であろう。この所有者は、彼の妻であったならば、他の文書と同じように、「未亡人」と付記されたはずである。(ii) 請願書が作成された49年2月には、この馬所有農地の貨幣貢租(III)(世襲貢租と警衛金)はまだ償却されていなかった。(iii) 保有移転貢租(II)をめぐって、この農民は49年2月に騎士領と対立していた。彼は保有移転貢租請求権

を非合法的と見なしていたのであろう。(iv) 地代銀行に対して5件の償却地代(I)が既に委託されていた。その中の(1)は、第2の協定に基づく地代であった。また、(3)は、全国償却委員会第5004号協定と第5005号協定(いずれも1845年1月20日承認)の年地代を一括したものであろう。しかし、この委託地代(3)の基礎となった上記2協定は、騎士領ヴィーデローダと所属領民との間の封建地代償却協定ではなかった⁽⁷⁾から、委託地代(3)は本稿の対象にはならない。それに対して、(I)の(2)、(4)と(5)の3個の委託地代については、以下の疑問が生じてくる。

第1に、これら3個の委託地代の基礎となった償却協定とは、いかなるものか。第2に、これらの3協定が全国償却委員会文書として存在しないのはなぜか。第3に、それらの償却協定はこの馬所有農と騎士領ヴィーデローダとの間の協定ではないか⁽⁸⁾。第4に、これら3編の償却協定はこの農民のみでなく、彼を含むリプティッツ村(あるいは、リプティッツ村・マネヴィッツ村)住民と騎士領との間の協定ではないか。

さらに問題を付け加えれば、保有移転貢租(II)と貨幣貢租(III)を償却する協定は、本節②(c)と③で述べたように、全国償却委員会文書として存在しないが、それらの貢租はいつ、いかなる協定によって償却されたか。

(注1) 本稿で取り上げた3騎士領に所属する領民は、「九月騒乱」期と三月革命期にさまざまな要求を提起した(請願書の訳文は、現在の私の理解に従って、松尾 2001のそれをいくらか改めている)。

①「九月騒乱」期に、騎士領リンバッハ所属村落の村民集会では賦役と貢租(あるいは貨幣貢租)の廃止が要求された。松尾 2001, p.44(ただし、文書として残されているのは、「靴下編工・間借人から提出された請願書への[領主]回答」のみである)。騎士領プルシェンシュタイン所属集落(騎士領所属都市ザイダを含む)は、賦役(畜賦役、手賦役、奉公人強制奉公)、現物貢租、放牧権、多様な貨幣貢租、家産裁判権に基づく負担(「糾問の費用」など)と商工業規制(製粉強制など)を訴えた。松尾 2001, pp.149-153。騎士領ヴィーデローダに属する2村は、賦役(畜賦役、手賦役、奉公人強制奉公)、現物貢租、保有移転貢租、貨幣貢租と放牧権について請願した。松尾 2001, pp.153-154。

②三月革命期の請願書の内容は以下のとおりである。騎士領リンバッハ所属村落が提出した請願書は、新しい邦議会の支持を表明した。それは、証明不可能な封建的諸負担の無償廃棄を要求する祖国協会が、1848年末の選挙によって圧勝した事実と関連するであろう。松尾 2001, p.221。騎士領プルシェンシュタインの村々は、合法的と証明されない封建的諸負担、ないし、封建制から発生する負担すべて、の無償廃止、家産裁判権に基づく負担(「糾問の費用」など)の廃止あるいは引き下げ、その他の騎士領特権(狩猟権など)の廃止を求めた。松尾 2001, pp.218-219。騎士領ヴィーデローダの領民も領主的諸負担の軽減を要請した。松尾 2001, p.221。

以上の請願内容は「九月騒乱」期と類似している。しかし、1832年償却法と同法補充法の実施を踏まえて、三月革命期の請願書に付け加わった要求項目もあった。騎士領プルシェンシュタイン所属農村は、償却地代の合法性を審査する委員会の設置、償却地代の廃止・引き下げないし返還、償却事務費の国庫負担を要望した。松尾 2001, p.219。騎士領ヴィーデローダ所属領民は、保有移転貢租徴収権の見直しに加えて、合法的とされた保有移転貢租償却地代についても、それを現行法規より低額にすること、そして、地代銀行への委託地代(1農民地について請願書付表に記載)の軽減を請願した。松尾 2001, p.221。

そればかりではない。騎士領プルシェンシュタインについて償却協定の作成を仲介する法律関係特別委員が、批判された。この特別委員は、最初の償却協定(1840年承認)から第14の協定(1847年承認)まで、ノッセン市の弁護士アマンドゥス・アウグスト・ヘフナーであった。松尾、「プルシェンシュタイン」, (1), pp.57, 67, 70, 79, 84, 91;(2), pp.94, 96, 105, 118-119, 123;(3), pp.74, 82。このヘフナーを名指して批判したのは、1849年2月12日付け10村共同請願書である。償却協定審議の際に、「裁

判領主からの反対給付の中で廃止されたものが引き合いに出される場合には、[特別]償却委員会は、『これは裁判領主の義務ではなく、好意であった』、と答えるのが常であり、こうして、騎士領所有者は補償の要求を拒否した。特別償却委員会 (Specialablösungs-Commissionen) がその課題を見出したのは、容易に説き伏せられる村落住民大衆に、可能な限り高い [償却] 地代を売り付けることであった。償却法第63条に予見されていた事例が、フリーデバッハ [村] でのように生じて、小屋住農が、[償却] 地代も一時金も支払えない、そのような [支払いの] 場合には小屋から出て行かねばならない、と述べると、彼らは、指令されている、綿密な吟味 [を受ける] 代わりに、嘲笑され、軽蔑された。償却委員である、ノッセン [市] のヘフナー氏はこのような場合に [次のように] 答えた。お前たちが小屋から出て行かねばならないことは、「お前たちにとって丁度良い、所有変更はしばしば起こる。それは全く良いことだ。[小屋から出て行けば] 1日に男は手仕事で7.5新グロッシェンを稼ぎ、女は乞食で10新グロッシェンを稼ぐ [ことができる]」、と。…そのために、償却を説き勧められた者、あるいは、強制された者が、封建的諸負担の束縛に今も耐えている者と全く同じ劣悪な状態にあることは、疑問の余地がない。騎士領領主の諸権利の取得名義に関する吟味は、上に賞賛されたような、償却委員の中立性の [欠如の] 下では、いずれにせよ、期待されないのであるが、殆どの場合に行なわれなかった。実際、償却委員は、プルシェンシュタイン裁判区で証明されるように、裁判領主の、いわゆる諸権利の中で、騎士領プルシェンシュタインの所有者が無造作に落としてしまったほど、殆ど根拠のない諸貢租をも、償却されるべきものに加えた。それに対して、償却委員ヘフナー氏は自惚れて、これらの全く根拠のない、いわば捏造された、騎士領領主の諸要求の償却をも領民に説き伏せることに、彼の定評ある弁舌の才でもって成功するであろう、との希望を持っていた」。松尾 2001, pp.183-184.

この引用部分の前で同請願書は次のようにも記している。「1832年…償却法はその額に騎士層の助言者の刻印を持っており、不幸な騎士領農民の状態を改善するよりは、むしろ悪化させた」。「[32年] 償却法第33条b項によって権利者は、目立つほどに優遇されている。それによれば、償却は、これらのいわゆる権利の発生 [の仕方] を考慮することなく、常に全資本価値の補償によって行なわれる。弁護士の関与は第229条によって禁止されてはいないが、[特別] 委員会はその判断に従って、本人による交渉の際に弁護士の入場を拒否し、あるいは、彼らを退場させることができる。この法律のこのような規定は、償却に関するすべての交渉を、関係義務者にとって必ずしも喜ばしくない影絵芝居にしまった。何故なら、既にこの法律それ自身が、騎士領所有者氏のベンからはそれ以外のものが期待されないような、最も不完全な法律と呼ばれるべきであるとすれば、あの法律の実施はこれらすべてのことを更に凌いでいたからである。貧乏な裁判区領民の利益に役立つ諸規定は、順守されなかった。第16条、第54条と第63条の明白な規定に反して、騎士領領主への諸貢租は継続して賦課され、その納入を拒んだ者は、領主の所有物である [領主] 裁判所によって、係争を好む人間と記され、取り扱われた。特別委員会は、権利者である騎士領所有者によって非常に手厚く接待され、騎士領領主の台所と騎士領領主の葡萄酒蔵がそのために蒙る損害を、[それぞれの償却協定に書き込まれる償却費用として、] 貧乏な裁判区領民の財布から再び取り返そうとした。特別償却委員 (Specialablösungs-Commissar) は、問題の審議の際に大抵は、権利者である騎士領領主の弁護士となった、と言っても、決して言い過ぎではない。「それと反対に、農村住民にとって明らかに最も重要なものである、この審議の際に、賢明にも、頑固な弁護士の排除が試みられた。そして、あの法律は、上述のように、その場合に最上の援助を与えた。そのために、義務者が請求すべき反対給付は、殆ど全く顧慮されなかったことも、驚くに当たらない」。松尾 2001, pp.182-183. この引用部分の特別委員もヘフナーを指すであろう。

このようにして実現した償却の結果を、同請願書は次のように描いている。「あの償却法による償却の成果は、当然のように、償却する者が、封建的諸負担の小難を免れて、あらゆる理解を越えるほどに高い、償却一時金と [償却] 地代の大難に遭った、ということである。そのために、例えば、プルシェンシュタイン裁判区の中の、14,488.16地租単位を持つ村は、少なくとも45,000ターラーの負債を負った」。「この村の年々の地租は現在285ターラー7グロッシェン9プフェニヒであるが、それに対して、毎年支払われるべき償却地代は、616ターラー12グロッシェン8プフェニヒとなっている。貧乏な裁判区領民にとって、彼らの汗の結晶として残るものがどれほど多いか、あるいはむしろ、どれほど少ないか、を計算することは容易である。かつて要求された、生の諸給付が、品位を汚すものであり、重圧的なものであったとすれば、現金で現在支払われるべき償却地代は、更にそれ以上である」。この10村共同請願

書に最初に署名した7村は、騎士領プルシェンシュタイン所属であった。松尾 2001, pp.184, 186.

また、1848年5月28日付け30村共同請願書が請願項目(1)の中で述べている「償却委員」と「他人」も、ヘフナーを指すであろう。「領主への貢租の償却の際に、[特別]償却委員は騎士領領主の館で宿泊し、食事をしたが、彼らはしばしば明白に領主の弁護士役を演じた。そして、法律に関して援助を受けない農村住民は、善良にも、すべてについて他人の言うとおりにした」。さらに、同請願書は償却地代の合法性の審査も要求した。この30村共同請願書に署名した村々のうち、最初の12村は、騎士領プルシェンシュタイン所属であった。その中にはドイッチュ・ノイドルフ村とドイッチュ・アインジューデル村(ただし、アインジューデルとして)も含まれていた。松尾 2001, pp.177, 181.

さらに、1849年2月14日付け6村共同請願書も、ほぼ同じ内容を含む。「騎士領プルシェンシュタインにおいて、部屋を借りている間借人と區別して、借家人家屋所有者と呼ばれる、貧乏な国民は、道を開かれた、国民の自由を実現するために国民の信頼によって結集した…邦議会に対して、自分たちの従来のも、また、現在の、厭わしい諸事情を取って述べ、封建的諸負担に関する審議に際してこの請願を好意的に顧慮するよう…請願する」。「騎士領領主と領民との間に存在していた、極めて不快な関係を除去し、前者によって後者に課されていた重圧的諸給付を廃止すべき償却法が、1832年に公布された時、我々、当地方の貧乏な住民も、道理に適った立法の下で期待される政治的自由を求めて、呼吸していた。償却は、いわゆる権利者と義務者との間の仲介官庁となるべき[特別]償却委員会を通じて、始まった。騎士領領主に対する、時には、そして、大抵は、全く不自然な、諸貢租と諸給付からの完全な解放が生じるであろう、と当時は見込まれていた。しかし、残念ながら、貴族的邦議会によって作成された、1832年…償却法は当然、騎士領領主の利益になるものであったが、それをなお一層彼らに有利に適用し、解釈することが試みられた。いわゆる義務者には、殆ど調達できないほどに重い償却地代が、中世的な取得名義に基づいて課されたのである」。「実際[それ]以外には、ありえなかった。何故なら、上述の償却委員会は常に、殊に当地では、騎士領領主によって選ばれ、[現地]派遣が行なわれる場合には、そこ[領主館]に立ち寄り、[そこで]飲み食いし、派遣について前以て相談したからである。葡萄酒と幾らかのパンも、委員会の後を追って、審理の行なわれる場所に、[領主館から]送られた。我々、貧乏な被召喚人は、[審議会場で一緒に]葡萄酒を飲んだ後になって、悲惨な過去に由来する、半ば腐爛した、すべての証書を認めるよう本当に迫られ、我々が同意しない時には、家を取り壊す、とさえ脅された。騎士領領主からの諸給付は否認され、あるいは、これが可能でない場合には、純粹の恩恵と見なされ、[こうして、]領民から永久に奪い去られた。しばしば極めて非人間的に振る舞った[特別]委員会について、不信と苦情があちこちで生じたとしても、この訴えは全く顧慮されないか、あるいは、領主と委員会に有利に解決された。その理由が、[かつて]存在していた、そして、今もなお存在している、法律にある、あるいはむしろ、莊園領主を優遇する習慣にあるとしても、上述の償却法に明らかに対立するものも、多かった。その理由は次のとおりである。第16条と第54条によれば、騎士領領主への諸貢租は将来、そして、この法律の公布以後、領主によって再び獲得されてはならない、とされている。しかし、農民あるいは自治体の土地[から]分離・分割された地片、および、そこに建築された小屋は、直ちに騎士領領主への各種の新しい貢租を課され、そして、その土地の所有者に対して[これらの貢租の]償却が提議され、したがって、あの法律は嘲罵された」。「序でに言えば、償却法は多くの騎士領領主と特別償却委員会にとって、致富のための真の独占となった。前者にとっては[償却]地代に関して、後者[特別委員]にとっては[償却]費用に関してである。この費用は巨大であって、小規模なハイダースドルフ村だけで250ターラー以上を負担せねばならなかった。そこで、償却の時期が遅れたために被提議者に課されたが、後に免除された罰[金]を言わずにおくとしても、地代義務者は、貢租[=償却地代]のために償却以前より遥かに遥かに困窮している。真の専制が行なわれたのである。そして、当地の多数の住民が、気の進まぬ地代[償却]協定の締結を強いられたのは、[償却]費用の累積のためであった」。この共同請願書に署名した6村のうち、最初の5村は騎士領プルシェンシュタイン所属であった。松尾 2001, pp.187-188, 191.

償却協定審議の際に領主=農民関係をこのように農民に不利に判定したヘフナーは、第15の協定(1848年9月承認)においても当初、特別委員であった。しかし、1848年9月の同協定署名集会では、法律関係特別委員はヘフナーからフライベルク市の弁護士エルンスト・クレムに交代していた。松尾、「プルシェンシュタイン」、(3), pp.85-87. 第16の協定(1858年承認)においても特別委員は上記E.クレムで

あった。松尾、「プルシェンシュタイン」, (3), p.88. ところが、第17の協定（1868年承認）については事情の変化が記録されている。この協定の特別委員には、序文によれば、当初1847年にヘフナーが任命された。しかし、彼は「自由意志によって引退した後」、48年に上記のクレムが彼に代わった。ところが、クレムの死亡のために67年に再度ヘフナーが特別委員に任命された。松尾、「プルシェンシュタイン」, (3), p.89. ヘフナーが、恐らく48年に、特別委員を辞任したのは、「自由意志によって」（第17の協定の序文）というよりも、むしろ、上記3請願書に示される、関係領民の厳しい批判に基づいていたのであろう。もっとも、反革命の勝利の後にヘフナーは再び特別委員に任命されたのであるが。

(注2) 松尾 2001, pp.128-134, 153-154. — 領主は31年1月のこの請願書に関して、「領民の苦情書は彼らの諸義務の列挙以外の何物でもなく、圧制についての苦情を含んでいない」と、同年4月に政府に回答し、政府は同年11月に、「本来の苦情ではなく、『義務的諸負担』の列挙を含むにすぎない」との理由でこの請願書を却下した。松尾 2001, p.134. したがって、この請願書に記された諸義務は、両村領民の諸負担の一覧表と見なしうるのであろう。これらの諸負担は、拙稿「ヴィーデローダ」と本節（ただし、49年2月請願書付表（Ⅰ）の(2)と(4)-(5)を除く）が問題にしたものと、ほぼ重なる。

(注3) (注4) 松尾 2001, p.215.

(注5) 松尾 2001, pp.216-217.

(注6) 松尾 2001, p.130.

(注7) 松尾、「ヴィーデローダ」, p.125, (注1), を参照.

(注8) この馬所有農地の保険番号は、第2の協定（1839年）の一連番号[4]（松尾、「ヴィーデローダ」, 第2節, 第1表[4]）の不動産（リプティッツ村）のそれと同じであるから、これらの農民地は同一である。松尾、「ヴィーデローダ」, 第2節, 第3表は3種の償却地代額などを示したが、地代銀行委託額を省略していたので、第2の協定の第5条一覧表から一連番号[4]の地代銀行委託額(a)を取り出してみる。それは54旧ターラー-21旧グロッシェン4旧プフェニヒである。その他の負担は世襲貢租(b)の22旧グロッシェン6旧プフェニヒと警衛金(c)の4旧グロッシェンである。これらの金額を新貨幣制度の金額に換算すると、(a)は56新ターラー-12新グロッシェン4新プフェニヒ、(b)は28新グロッシェン9新プフェニヒ、(c)は5新グロッシェン1新プフェニヒとなる。したがって、(b)の金額は、請願書付表の(Ⅲ)(2)より僅かに大きいけれども、(a)の金額は請願書の(Ⅰ)(1)と一致し、(c)は(Ⅲ)(1)と一致している。それから類推して、請願書付表(Ⅰ)の(2)、(4)と(5)の金額も信頼しうるのであろう。

これら3個の委託地代の基礎となった償却協定は、(Ⅰ)(1)と同じようにこの馬所有農と騎士領ヴィーデローダとの間の協定であり、これら3個の委託地代は騎士領への義務に基づく、と想定すると、(Ⅰ)の(1)、(2)、(4)と(5)の合計は71新ターラー-17新グロッシェン6新プフェニヒに、その償却一時金は約1,789新ターラー（年地代からプフェニヒ額を切り捨て、その25倍額からグロッシェン額を切り捨てる。以下同じ）になる。また、請願書提出以後に(Ⅲ)の(1)と(2)も償却され、25倍額が地代銀行に委託された、と想定すると、その一時金合計額は約27新ターラーである。さらに、(Ⅱ)も①償却され、その25倍額が地代銀行に委託された、②マネヴィッツ村の馬所有農地3個の保有移転貢租償却年地代が1新ターラー-18新グロッシェン1新プフェニヒ（約48新グロッシェン）から2新ターラー-19新グロッシェン6新プフェニヒ（約79新グロッシェン）の間であった（松尾、「ヴィーデローダ」, p.121を参照）ことから、本請願書付表記載の馬所有農地の保有移転貢租償却年地代は2新ターラー（60新グロッシェン）であった、と想定してみる。このように想定すると、(Ⅱ)の地代銀行委託額は50新ターラーとなる。したがって、(Ⅰ)、(Ⅱ)と(Ⅲ)を加算した、この農民地の償却一時金合計額は約1,866新ターラーとなる。この一時金合計額の中で(Ⅱ)保有移転貢租が占める割合は3%、(Ⅲ)貨幣貢租のそれは1%であり、(Ⅰ)は96%に達する。この(Ⅰ)の中で(2)、(4)と(5)の合計額は約15新ターラー-4新グロッシェン、その一時金額は約378新ターラーであり、この額は償却一時金合計額の20%を占める。ただし、その負担種目は不明である。(Ⅰ)(1)は、第2の協定の第5条一覧表から見て、「連畜賦役+手賦役」の年地代48旧ターラー（一時金としては1,200旧ターラー \div 1,233新ターラー）、現物貢租4旧ターラー-20旧グロッシェン（一時金としては約119新ターラー）と放牧権2旧ターラー-1旧グロッシェン6旧プフェニヒ（一時金としては約52新ターラー）を含む。そのために、「連畜賦役+手賦役」の償却一時金は、この農民地の償却一時金合計額の少なくとも66%に及び、現物貢租は少なくとも6%を、放牧権は少なくとも3%を占める（種目不明の上記20%はこれら3種目のいずれかに、特に現物貢租と放牧権に付加されるであ

ろう)。この農民の農地はリプティッツ村・マネヴィッツ村領域に32個の地片として散在する、と請願書付表冒頭に記されているから、騎士領領域に地片を持たない、この農民地について、上記の放牧権地代の他に、第2の協定の第3条に従う、不明額の放牧権償却地代がさらに加わることはない(松尾、「ヴィーデローダ」, pp.113-114を参照)。この農民地の償却一時金合計額の種目別構成は、一時金合計額の20%を占める(Ⅰ)(2),(4)と(5)が追加されたために、松尾、「ヴィーデローダ」, 第4節, 第3表(i)に示されたリプティッツ村全体のそれとは、いくらか異なってくる。とくに、「連畜賦役+手賦役」に基づく償却一時金の比率が、11%も小さくなっている。

この農民地における償却の時間的経過を検討すると、1839年に償却一時金合計額の75%が、44-47年に20%が、そして、三月革命後(時期不明)に4%が償却された。この農民地の封建地代償却が三月革命前にほぼ完了していたことは確実である。

(4) おわりに

全国償却委員会文書のうち、騎士領リンバッハに関する協定を問題視すべき資料は、今のところ見出されない。しかし、騎士領プルシェンシュタイン関係の協定については疑問がある。ドイッチュ・アインジエデル(Deutsch-Einsiedel)村とドイッチュ・ノイドルフ(Deutsch-Neudorf)村は18世紀に騎士領プルシェンシュタインの一元的支配に服していた(ブリューダーヴィーゼ(Brüderwiese)は前者の部分集落であり、ドイッチュ・カタリーネンベルク(Deutsch-Catharinenberg)は後者の部分集落であった⁽¹⁾)ので、この部分集落2が上記2村に追加されるべきであるかもしれない)にも拘わらず、この2村(プラス部分集落2)の償却協定が、全国償却委員会文書として全く存在しないからである。なお、償却地代の合法性の審査を要求し、「償却委員」(法律関係特別委員ヘフナーを指す)を批判する1848年5月28日付け30村共同請願書に、ドイッチュ・アインジエデル(ただし、アインジエデルとして)とドイッチュ・ノイドルフの両村は署名していた⁽²⁾。したがって、この2村は同年以前に償却協定の作成準備過程に関与していた可能性が高い。

1849年の騎士領ヴィーデローダ所属2村共同請願書付表(Ⅰ)(前節)は、全国償却委員会文書に含まれない償却協定が、既に三月革命以前に締結されていたのではないかと推測させた。騎士領プルシェンシュタインの一元的支配に服した2村(プラス部分集落2)の償却協定が、全国償却委員会文書の中に全く確認されない事態は、全国償却委員会文書がすべての償却協定を網羅していないのではないかと、この疑念をさらに強める。

この疑念を一層大きくするものが、1851年償却法補充法の条文にある。1832年償却法第239条と第261条は、償却・共同地分割に関する、すべての協定を承認し、発効させる権限を全国償却委員会に与えていた。そして、これらの協定の中には、同委員会への一方的提議に基づいて作成された協定はもちろん、当事者相互間の合意のみによって作成された協定も含まれていた⁽³⁾。ところが、51年償却法補充法第32条と第33条は上記の償却協定公認方式に重大な変更を加えた。「今後、一時金による償却に当たっては、償却協定の作成と全国償却委員会によるその承認は必要でなく、償却を登記するためには、一時金の受領と、それによって償却された、自分の権利の放棄とに関する権利者の証明[だけ]で十分である」。「権利者のこの証明は、義務を課された土地の土地登記官庁に提出されるべきであり、それに基づいてこの官庁は、土地登記簿に記入されている諸負担から、償却されたものを抹消

する⁽⁴⁾]. なお、土地登記官庁は、その土地の非訴事件を管轄する裁判官庁であった⁽⁵⁾。

他方で、1846年償却法補充法施行令第3条は、「裁判官庁は、各種の償却、共同地分割あるいは耕地整理に関する私的協定の登記を関係者から求められた場合、あるいは、それに関する仲介を自ら行った場合、それについてこの官庁に届けられた提議を、その都度直ちに、遅くとも4週間以内に全国償却委員会に報告し、後者の発した処置に従わねばならない…⁽⁶⁾」と規定していた。しかし、1851年償却提議報告義務令は、上記46年施行令の上記条文を繰り返した後、次のように追加規定している。「このような報告は…多くの場合に行なわれなかったので、上の規定への留意がここに促される。そして、違反1件について全国償却委員会への5[新]ターラーの秩序罰が定められる⁽⁷⁾」。

これらの条文を考慮すると、全国償却委員会による承認を受けずに締結された私的償却協定のすべてが、とくに、51年償却法補充法以後の、一時金による償却のすべてが、上記裁判官庁から全国償却委員会に報告された、とは断定しがたくなっていく。換言すれば、全国償却委員会の年次別・種目別償却提議・決済件数統計表に、私的協定による償却と51年以後の一時金による直接的償却のすべてが含まれている、と確言することは困難になる⁽⁸⁾。また、これらの償却が全国償却委員会に報告されたとしても、その償却協定自体は全国償却委員会文書室に収められてはいないのではなかろうか。

以上から、騎士領ヴィーデローダについては、全国償却委員会文書に含まれない償却協定（ないし、51年以後の一時金支払いによる直接的償却）が存在する、と見なされるべきであろう。騎士領プルシェンシュタインの一元的支配に服した2村（プラス部分集落2）に関しても、事情はほぼ同じと考えられる。そうだとすると、拙稿資料紹介3編は全国償却委員会文書を基礎として、3騎士領の封建地代償却一時金の種目別構成と償却の時間的経過を検討したけれども、疑問が差し当たり生じない騎士領リンバッハ以外の2騎士領については、検討結果が確実である、とは断定できなくなる。ザクセン封建地代償却史なる研究領域には、重大な問題がなお残されているわけである。

(注1) 松尾 2001, pp.22-23, 29.

(注2) 松尾 2001, p.181. 前節(注1)②, 1848年5月28日付け30村共同請願書の項, を参照.

(注3) 「関係者全員ないし一方の当事者によって特別委員会の協力が請求される限り、整理事務(=償却・共同地分割)に対する提議はすべて、全国委員会に持ち込まれるべきである。当事者たち自身が自由な一致によって作成した協定も、同委員会に提出されるべきである。既に係属している整理事務の機会になされた提議は、通常は特別委員会に向けられるべきである」(第239条)。Sammlung der Gesetze und Verordnungen für das Königreich Sachsen (以下ではGSと略記) 1832, S.227-228. 「[全国償却委員会の]承認が得られると、それによって[償却など整理事務]協定は裁判文書の地位と効力を獲得する。それに基づいて、その実施のための強制執行が直ちになされう。関係者が希望するだけの部数のそれ[協定]が、作成される[べきである]。1編は全国委員会の文書室にとどまる…」(第261条)。GS 1832, S.232. Vgl. Groß 1968, S.109; 松尾 1990, pp.265, 268.

(注4) Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen (以下ではGSと略記) 1851, S.137. 松尾 1990, p.270, を参照.

(注5) 1843年土地登記法第127条。GS 1843, S.213. 松尾 1990, p.270, を参照.

(注6) GS 1846, S.238. 松尾 1990, p.270, を参照.

(注7) GS 1851, S.298. 松尾 1990, p.270, を参照.

(注8) 松尾 1990, p.270.

Einige Probleme der Akten der “Kgl. Sächsischen Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen”

Nobushige Matsuo

(I) Vorbemerkung

1990 erschien mein Buch, “*Einführung in das Studium der Bauernbefreiung in Sachsen*”, Tokyo. In dem Buch werden viele lokalgeschichtliche Aufsätze und Bücher über Bauernbefreiung in Sachsen erörtert. Diese Werken beschreiben nur wenige konkrete und quantitative Tatsachen zu Ablösungsrenten der feudalen Grundlasten. Ein Buch Größels von Entstehung der an die “Kgl. Sächsische Landrentenbank” überwiesenen Landrenten in den einzelnen Orten des “Steuerbezirks Großenhain” läßt viel zu wünschen übrig wie die Statistik von Ablösungsanträgen an die “Kgl. Sächsische Generalkommission für Ablösungen und Gemeinheitsteilungen” und solche von Entstehung der Landrenten im ganzen Königreich.

Unter den Akten der “Generalkommission für Ablösungen” (16,788 Rezesse im Ganzen in dem Sächsischen Hauptstaatsarchiv Dresden) meinte der Verfasser, Ablösungsrezesse zwischen den Rittergütern und den dazu gehörigen Untertanen zu analysieren, welche sowohl 1830–1832 als 1848–1849 Petitionen einbrachten. Es waren die Untertanen, welche zu den Rittergütern Limbach, Purschenstein und Wiederoda gehörten, d. i. Bauern, andere Dorfbewohner und nur teilweise Bürger der Stadt Sayda. 17 von ihnen unterzeichnete Petitionen wurden geforscht in meinem Buch, “*Studium über die antif feudale Bewegung der ländlichen Bevölkerung in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*”, Tokyo 2001.

Es wurden erstens 8 Ablösungsrezesse zwischen dem Rittergut Limbach und den Untertanen von 12 Dörfern von 1838 bis 1854, zweitens 17 Rezesse zwischen dem Rittergut Purschenstein und den Untertanen von der Stadt Sayda und 13 Dörfern von 1840 bis 1868 und drittens 3 Rezesse zwischen dem Rittergut Wiederoda und den Untertanen von 2 Dörfern von 1839 bis 1851 analysiert in 11 Heften unserer Vierteljahresschrift, 2005–2008.

(II) Prozentuale Zusammensetzung aller Ablösungskapitalien nach den Arten der feudalen Grundlasten und zeitliche Abfolge der Ablösungen auf den Rittergütern Limbach, Purschenstein und Wiederoda

Auf dem westsächsischen Rittergut Limbach nahmen (1) die Geldzinsen 37% von allen in 8 Rezesen vereinbarten Ablösungskapitalien, die Frondienste nahmen 35% (die Spanndienste 19% und die Handdienste 15%), die Lehngelder nahmen 24%, die Naturalzinsen nahmen 3% und die Servituten nahmen 1% ein. (2) Die letztgenannten Ablösungskapitalien (1%) wurden vom Rittergut an 2 Untertanen bezahlt, während die übrigen 99% von den Untertanen an das Rittergut zahlte wurden. (3) Die Ablösungskapitalien von 1838 bis 1840 nahmen 37% unter der ganzen Kapitaliensumme, die Kapitalien von 1838 bis 1848 nahmen 59% und die übrigen 40% wurden 1851 und 1854 abgelöst.

Auf dem südsächsischen Rittergut Purschenstein nahmen (1) die Naturalzinsen 6% von allen Ablösungskapitalien, die Frondienste und die Geldzinsen nahmen je 4%, die Hutungsrechte nahmen 2% und die Lehngelder nahmen 0% ein. Unter allen Kapitalien können also nur 17% nach den Arten der feudalen Grundlasten festgesetzt, aber zu den übrigen 83% kann es nicht bestimmt werden, auf welchartigen früheren Grundlasten diese Ablösungskapitalien beruhten. (2) Das Rittergut bezahlte 1% einerseits von allen Ablösungskapitalien an 2 Untertanen, größtens an einen Müller, um Holzdeputate abzulösen. Die übrigen 99% wurden andererseits von den Untertanen an das Rittergut zahlte. (3) Die Ablösungskapitalien im Jahre 1840

nahmen 47% unter der ganzen Kapitaliensumme, die Kapitalien von 1840 bis 1848 nahmen 99% ein und das übrige 1% wurde 1868 abgelöst.

Auf dem nordsächsischen Rittergut Wiederoda nahmen (1) die Frondienste 74% (die Spann- und Handdienste der Pferdner 70%) von allen Ablösungskapitalien, die Geldzinsen nahmen 9%, die Hutungsrechte nahmen 8%, die Naturalzinsen nahmen 7% und die Lehngelder nahmen 2% ein. (2) Alle Kapitalien wurden nur von den Untertanen allein getragen. (3) Die Ablösungskapitalien im Jahre 1839 nahmen 98% unter der ganzen Kapitaliensumme ein und die übrigen 2% wurden 1851 abgelöst.

Alle oder fast alle Kapitalien wurden auf diesen 3 Rittergütern deshalb von Untertanen auf ihre Schultern genommen. Zwischen diesen Rittergütern war aber prozentuale Zusammensetzung aller Ablösungskapitalien nach den Arten der feudalen Grundlasten nicht gleichmäßig.

Auf diesen 3 Rittergütern wurden feudale Grundlasten früh und schnell abgelöst. Dagegen ist das Bild des ganzen Königreichs etwas anderes. Nur 38% aller Ablösungsverfahren wurden im ganzen Sachsen von 1833 bis 1848 von der "Generalkommission für Ablösungen" bestätigt und nur 41% aller Landrenten wurden von 1834 bis 1848 von der "Kgl. Sächsische Landrentenbank" übernommen.

3 Rezesse wurden, wie schon erwähnt, zwischen dem Rittergut Wiederoda und den Untertanen von 2 Dörfern unterzeichnet und von der "Generalkommission für Ablösungen" von 1839 bis 1851 bestätigt. Lösten diese 3 Rezesse alle feudale das Rittergut Wiederoda betreffende Grundlasten vollständig ab?

(III) Um die das Rittergut Wiederoda betreffenden Akten der "Generalkommission für Ablösungen"

Dem Rittergut Wiederoda gehörten 2 Dörfer Liptitz und Mannewitz. Der Rezeß Nr. 8137 der "Generalkommission für Ablösungen" vom Jahre 1851 löste die Lehngelder der Untertanen des Dorfes Mannewitz ab. Aber in den Akten der "Generalkommission für Ablösungen" ist ein Rezeß nicht vorhanden, welcher die Lehngelder der Untertanen des Dorfes Liptitz ablöste.

2 Petitionen der Bewohner von 2 Dörfern Liptitz und Mannewitz behaupteten dagegen. (1) Eine Petition vom 31. 01. 1831 klagte, daß alle Käufer der Grundstücke in den beiden Dörfern die Lehngelder bezahlen müssen. (2) In einer Petition vom 26. 02. 1849 wurde geschrieben : (a) "In dessen Folge sind wir mit unserem Gutsherrn auf Wiederoda in Ablösungsunterhandlungen [der Lehngelder — N. M.] getreten, ein Rezeß aber ist bisher darauf noch nicht abgeschlossen worden." (b) "Außer der Lehngelderlast sind wir auch noch mit einer großen Menge anderer, aus dem Feudal- und Hörigkeitsverhältnisse herrührenden an die Rittergutherrschaft zu Wiederoda zu zahlenden und zu gewährenden Realabgaben und Lasten bedrückt, die in der Beifüge hinsichtlich des einen Guts speciell aufgezählt worden sind."

Es ist sicher, daß der schon erwähnte das Dorf Mannewitz betreffende Lehngeldablösungsrezeß von 1851 aufgrund dieser Ablösungsunterhandlungen entstand. Warum gibt es in den Akten der "Generalkommission für Ablösungen" einen Rezeß nicht, welcher die Lehngelder der Untertanen des Dorfes Liptitz ablöste?

In der "Beifüge hinsichtlich des einen Guts" in der obengenannten Petition 1849 sind andere 3 Landrenten in 1844, 1845 und 1847 berichtet als die Landrente, welche dieses Bauerngut aufgrund des schon erwähnten Ablösungsrezesses von 1839 zu tragen hatte. Was sind andere Landrenten und andere Ablösungsrezesse?

(IV) Zum Schluß

Auf Ablösungsrezesse des Ritterguts Purschenstein haben wir auch den Blick zu richten, weil es in den Akten der "Generalkommission für Ablösungen" keine Ablösungsrezesse der Einwohner von 2 Dörfern Deutsch-Einsiedel und Deutsch-Neudorf gibt, trotzdem diese 2 Dörfer zu diesem Rittergut gänzlich gehörten.

Manche Probleme bleiben deswegen über Ablösungen der feudalen Grundlasten zwischen den Rittergütern Purschenstein und Wiederoda einerseits und den dazu gehörigen Untertanen andererseits noch übrig.